

ID: 434

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	合葬式墓地使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第23条第1項		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可等) 第23条 合葬式墓地を使用しようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。 2 前項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 本市に住所を有する個人であつて、埋蔵しようとする焼骨を所持している者 (2) 死亡時に本市に住所を有していた個人の焼骨を所持している者 (3) 本市に住所を有する個人であつて、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者 (4) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、一般墓地に埋蔵している焼骨を改葬しようとする者 (5) 一般墓地の使用者であつて、第15条の規定による返還と同時に、自己の死後にその焼骨の埋蔵を希望する者 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日